

## 告 示

### 埼玉県人事委員会告示第一号

職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第四十四号）第五条の規定による次の職員団体の登録の取消しに係る通知は、これを受けるべき者の所在が知れないので、職員団体の登録の取消しの聴聞の手續に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―一）第七条第二項の規定により当該通知の内容を次のとおり告示する。

なお、同項の規定により、この告示の日から十四日を経過した時に、当該通知があつたものとみなす。

令和六年三月一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

一 当該通知を受けるべき者

イ 職員団体の名称

埼玉県独立高等学校教職員組合

ロ 代表者の職名及び氏名

執行委員長 田島 高行

ハ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番一号

二 通知の内容

主たる事務所の所在地については地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第二項第三号の規定により規約に記載するものとされているにもかかわらず、昭和五十二年四月三十日以降、同条第九項及び職員団体の登録に関する条例第四条の規定による規約等の変更の届出がないまま、登録されている規約上の所在地に事務所がなく不明となっているため、地方公務員法第五十三条第六項の規定に基づき職員団体の登録を取り消す。

この処分は、同条第八項の規定により、この処分の取消しの訴えを提起することができる期間を経過した時又はこの処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属しなくなった時に、その効力を生じる。

教示

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県人事委員会です。

ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提

起すことができなくなります。